

令和6年度「第48回県民芸術祭」参加事業募集について

県内全域から多種多様な文化団体が参加する県民芸術祭は、本県文化芸術の「表現の場」の象徴です。第48回県民芸術祭では、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月）に県内各地で実施される事業を募集します。県民芸術祭の趣旨に賛同し、行われる各種文化芸術事業のうち、県内の文化団体、文化施設、学識経験者等の代表者及び行政関係者によって組織する県民芸術祭運営委員会が承認したものを、県民芸術祭として認証します。

県民芸術祭の趣旨・目的

県民芸術祭は、多くの県民の皆様が文化芸術活動に積極的に参加できるよう支援するとともに、優れた芸術鑑賞の機会を提供することにより、個性豊かな新しい県民文化の育成・創造を目指す文化芸術の祭典です。

1 対象事業

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までの間）に、群馬県内で実施される文化事業等

2 申請要件

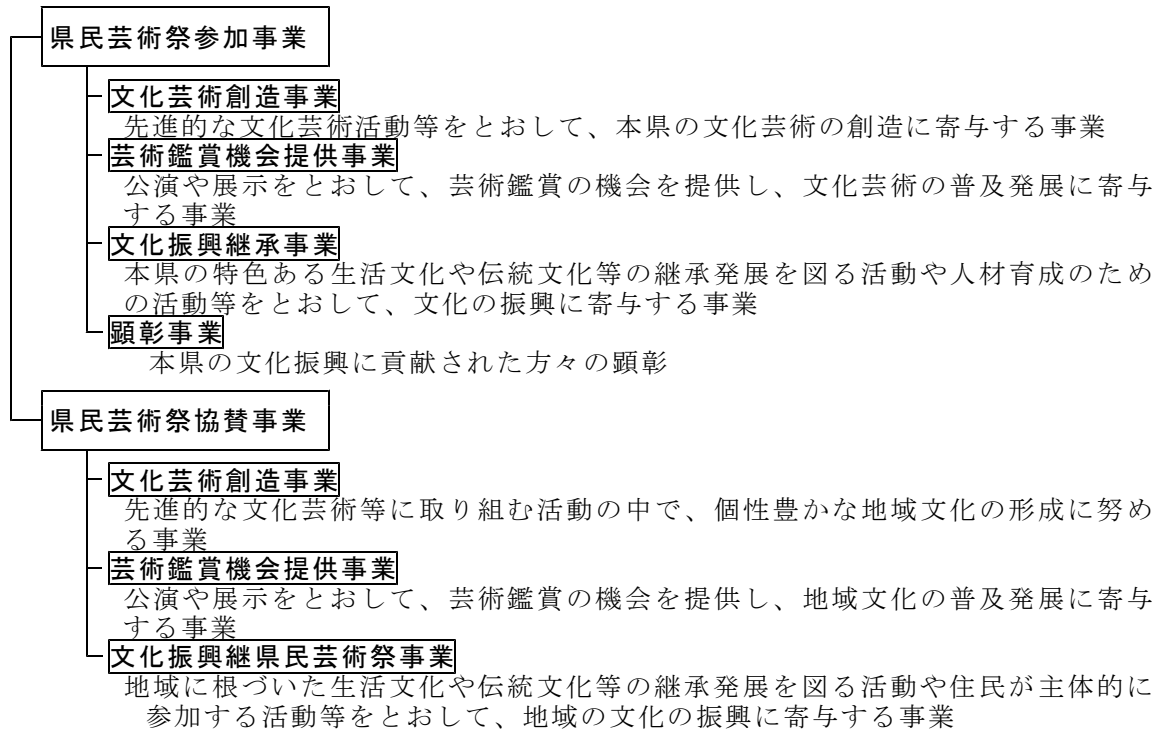
(1) 事業主催者

- ① 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関
- ② 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
- ③ 県民芸術祭の趣旨に沿う事業を実施予定の団体

(2) 事業の内容は、次のすべてを満たすもの

- ① 県民芸術祭の趣旨に合致するもの
- ② 営利目的、政治的目的を有しないもの
- ③ 商業宣伝又は個人的売名の意図を伴わないもの
事業遂行能力があり、事業の実施について責任能力のある団体等の事業であること
- ④ 事業の開催に当たり、安全管理、公衆衛生、災害防止等について万全な措置が講じられているもの

3 事業体系



4 県民芸術祭参加のメリット

(1)「県民芸術祭」名義の使用

「第48回県民芸術祭参加事業」又は「第48回県民芸術祭協賛事業」の名義を使用できます。「県民芸術祭」名義を活用した広報が可能となり、看板や印刷物（チラシ、プログラム）等に使用できます。

(2)名義後援（県民芸術祭運営委員会、県、県教育委員会、県教育文化事業団）の使用

主催は、実施主体団体となります。認証された事業は、後援に県民芸術祭運営委員会、群馬県、群馬県教育委員会、（公財）群馬県教育文化事業団を看板や印刷物（チラシ、プログラム）等に使用できます。県や県教育委員会、群馬県教育文化事業団への個別申請が不要となり、事務負担を減らせます。

*ただし、賞状交付を希望する事業は、各団体への申請が別途必要です。

(3)YouTubeチャンネル「ぐんまアーツ」への参加

群馬県教育文化事業団のYouTubeチャンネル「ぐんまアーツ」に、各団体が作成したYouTube動画を無償で掲載することができます。動画作品は、7分程度を目安とし、動画作品に係る費用、肖像権や使用楽曲の著作権等の権利関係については各団体にご対応いただきます。

(4)情報誌「文化通信」での事業紹介

認証された事業は、群馬県教育文化事業団が2か月に1回発行する情報誌「文化通信」にて紹介します。「文化通信」は毎号2万部を印刷発行し、県内の文化施設、博物館・美術館、図書館、公民館、道の駅、日帰り温泉等に郵送し、配架協力をお願いしています。

(5)WEB上での事業紹介

認証された事業は、群馬県教育文化事業団ホームページや「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」にて事業内容を紹介し、事業を周知します。

群馬県教育文化事業団ホームページ <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp>

ぐんま文化芸術活動バックアップセンター <http://www.gecbackup.jp>

(6)最新情報のお知らせ

群馬県教育文化事業団より、県民芸術祭参加団体あてに、最新情報などを電子メールにて差し上げます。

(7)県民芸術祭報告集

県民芸術祭に参加する事業の取り組みを報告集にまとめ、群馬県教育文化事業団ホームページに掲載いたします。また、県内の各図書館に配布し、閲覧することができます。

5 申請受付

令和5年11月25日（土）～令和6年1月26日（金）

6 提出書類

(1)申請書（別記様式1）

群馬県教育文化事業団ホームページ「各種様式」よりダウンロードできます。

ホームページ <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp>

(2)事業の目的、内容が分かる資料（企画書、開催要項等）

(3)団体の役員名簿、規約又はこれに類する書類

(4)県民芸術祭運営委員会、群馬県、群馬県教育委員会、群馬県教育文化事業団の名義後援を希望する団体は、次の提出書類が必要です（1団体1部）。

- ① 参加料、入場料、出展料等をとる場合は、事業に係る収支予算書
- ② 入場券等の前売り販売や参加費の事前徴収をする場合は、団体の貸借対照表、損益計算書及び財産目録から構成する財務諸表又はこれに類する計算書類
- ③ チャリティ事業は、代表者の略歴

※(3)～(4)は、主催団体が国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的機関の場合は不要

7 提出方法

(1) 郵送による提出

送付先：〒371-0801前橋市文京町2-20-22 群馬県教育文化事業団 文化課
*封筒に、「県民芸術祭参加申込み」と記載してください

(2) 電子メールによる提出

メール送信先：bunkaka@gunmabunkazigyodan.or.jp
*E-mailの件名は、「県民芸術祭参加申込み」としてください

8 参加の決定通知

参加申込みのあった事業は、県民芸術祭特別委員会（2月下旬）で内容を審査し、県民芸術祭運営委員会（3月上旬）の承認後、その結果を申込者に通知します。通知の発送は、3月中旬を予定しています。

9 名義の表示

認証決定を受けた事業の印刷物（チラシ・ポスター・プログラム等）に、名義「県民芸術祭参加事業」又は「県民芸術祭協賛事業」と表示をしてください。

10 実施報告の提出

事業終了後（30日以内）に、群馬県教育文化事業団に郵送、又は電子メールにて提出してください。

- (1) 実施報告書（別記様式3）
- (2) 事業の内容が分かる書類（チラシ、プログラム）
- (3) 『県民芸術祭報告集』掲載用に写真（カラー）

11 事業の変更・中止等

認証決定後に、事業内容に変更が生じた場合、又は中止をする場合には、速やかに連絡をお願いします。

12 登録の取り消し

事業を実施するに当たり、次のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消す場合があります。

- (1) 申請要件に反する事項があると認めたとき。
- (2) その他適当でない行為があると認めたとき。

13 問合せ先

(公財)群馬県教育文化事業団 文化課
〒371-0801前橋市文京町2-20-22
電話 027-224-3960 FAX 027-221-4082
E-mail bunkaka@gunmabunkazigyodan.or.jp
ホームページ <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp>